8 消安第 4708 号
令和 8 年 11 月 18 日

公益社団法人　日本動物用医薬品協会理事長　殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について」及び「飼料添加物の評価基準の制定について」等の一部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事に通知したので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対し周知いただきますよう御協力お願いします。